

負担能力等を考慮して過大な負担になるおそれ
が生ずる場合においては、一部負担金の額の改
定措置の在り方について総合的に検討が加えら
れ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられ

場合、一般会計予算において約八十億円の支出減が見込まれていたが、衆議院修正において約

二百十五億円の支出増が見込まれる。

なお、本院修正において精神病院の老人性痴

に反した差額料の徴収、「お世話料」等のあいまいな名目による費用徴収やおむづ料について不適切な額の徴収が行われないよう、行政指導の徹底を図ること」と。

老人保健法等の一部を改正する法律案（第百二十九回国会内閣提出、本院継続審査）

右の内閣提出案は本院において修正議決した。

平成三年九月十一日

衆議院議長 櫻内 義雄
參議院議長 土屋 義彦殿

老人保健法等の一部を改正する法律案

老人保健法等の一部を改正する法律

第一卷 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 保健事業」を「第三章 保健

第四章 第四節 第四十二回

第六節 老人保健施設費の支給（第四十六条）

節節 老人訪問看護療養費の支給（第四十六条の四） 研究開発の推進（第四十六条の五の四）

二一第四十六条の五)、五の二・第四十六条の五の(三)に、「第三章の

二 老人保健施設（第四十六条の六—第四十六

第三章の二
老人保健施設及び
老人訪問看護事
業の第十七条を

**指定老人訪問看護事業者
十六条の六一第四十六条の十七**

業者（第四十六条の十七の二—第四十六条の十

七十〔後編〕

七十〔後編〕

額とする。)を十円以上超え、又は十円以上下るに至つた場合においては、当該改定年度の翌年度の四月以後、当該一部負担金の額を入院一部負担金改定予定額に改定する。ただし、当該入院一部負担金改定予定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定は、前条第四項の一部負担金の額について適用する。この場合において、前項中「八百円」とあるのは、「三百円」と読み替えるものとする。

4 厚生大臣は、前三項の規定により一部負担金の額が改定されたときは、これらの規定による改定後の当該一部負担金の額を公示しなければならない。

第三十三条中「医療及び特定療養費の支給」の下に「(医療費の支給を含む。)」を加える。
第三十四条中「医療又は特定療養費の支給」を「医療(医療費の支給を含む。)」と改める。
第三十五条中「医療」及び「特定療養費の支給」を除き、以下この款において同じ。」又は特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)同項を除き、以下この款において同じ。」に改める。

第三章中第四節の次に次の二節を加える。

第五節 老人訪問看護療養費の支給

第四十六条の五の二 市町村長は、老人医療受給対象者が都道府県知事の指定する者(以下「指定老人訪問看護事業者」という。)から当該指定に係る老人訪問看護事業を行う事業所に依り行われる老人訪問看護(以下「指定老人訪問看護」という。)を受けたときは、その老人医療受給対象者に対し、当該指定老人訪問看護に對し、当該指定老人訪問看

護に要した費用について、老人訪問看護療養費を支給する。

2 老人訪問看護療養費の額は、当該指定老人訪問看護につき平均老人訪問看護費用額(指定期定老人訪問看護に要する平均的な費用の額を算定した費用の額から、指定老人訪問看護の利用の状況、第二十八条第一項第一号の一部負担金の額その他の事情を勘査して厚生大臣が定める額を控除した額とする。

3 厚生大臣は、前項の基準により一部負担金の額を改定されたときは、これらの規定により算定した費用の額から、指定老人訪問看護の利用の状況、第二十八条第一項第一号の一部負担金の額その他の事情を勘査して厚生大臣が定める額を控除した額とする。

4 第三十一条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について適用する。

5 老人医療受給対象者が指定老人訪問看護事業者から指定老人訪問看護を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該指定老人訪問看護事業者に支払うべき当該指定老人訪問看護に要した費用について、老人医療受給対象者に代わり、当該指定老人訪問看護事業者に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、老人訪問看護療養費の支給

人医療受給対象者に對し老人訪問看護療養費の支給があつたものとみなす。

7 市町村は、指定老人訪問看護事業者から老人訪問看護療養費の請求があつたときは、第二項の厚生大臣が定める基準及び第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護事業の運営に関する基準に従つて適正な老人訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。

護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査した上、支払うものとする。

8 前各項に規定するもののほか、指定老人訪問看護事業者の老人訪問看護療養費の請求に関する必要な事項は、厚生省令で定める。(運用)

第四十六条の五の三 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十六条、第四十六条の二、第二項、第三項及び第十項並びに第四十六条の四の規定は、老人訪問看護療養費の支給について、第四十六条の三の規定は、指定老人訪問看護事業者について適用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 研究開発の推進
第四十六条の五の四 国は、保健事業の健全化の円滑な実施を確保するため、老人の心身の特性に応じた看護その他の医療、機能訓練等の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具のうち、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に使用させることを目的とするもの的研究開発の推進に努めなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると(以下単に「事業所」という。)ことに行う。

3 第二節 指定老人訪問看護事業者
(指定老人訪問看護事業者の指定)
第四十六条の十七の二 第四十六条の五の二第一項の指定は、老人訪問看護事業を行ふ者の申請により、老人訪問看護事業を行う事業所

における、次の各号のいずれかに該当すると(以下単に「事業所」という。)ことに行う。
2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合は、第四十六条の五の二第一項の指定をしてはならない。

3 申請者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。
4 一 申請者が、当該申請に係る事業所の看護婦その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、第十四条の十七の五第一項の厚生省令で定める基準及び同項の厚生省令で定める員数を満たしていないとき。

3 申請者が、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な老人訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。

第一節 老人保健施設

第四十六条の九第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第四十六条の十七第二項中「第三章(第四節を除く。)」を「第三章第一節から第三節まで」に改める。

第三章の二中第四十六条の十七の次に次の二節を加える。

2 第二節 指定老人訪問看護事業者
(指定老人訪問看護事業者の指定)
第四十六条の十七の二 第四十六条の五の二第一項の指定は、老人訪問看護事業を行ふ者の申請により、老人訪問看護事業を行う事業所

(指定老人訪問看護事業者の責務)

第四十六条の十七の三 指定老人訪問看護事業者は、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、老人の心身の状況等に応じて自ら適切な指定老人訪問看護を提供するものとし、いやしくも老人の福祉を損なうような指定老人訪問看護の事業の運営を行つてはなら

第四十六条の十七の四 指定老人訪問看護事業者及び当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者は、指定老人訪問看護に関する、厚生大臣又は都道府県知事の指導を受けなければならない。

第四十六条の十七の五 指定老人訪問看護事業

者は、当該指定に係る事業所¹⁾ごとに、厚生省令で定める基準に従い厚生省令で定める員数の看護婦その他の従業者を有しなければなら

看護の事業の運営に関する基準は、厚生大臣

3 厚生大臣は、第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び前項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。）を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聽かなければならない。

4 厚生大臣は、第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準（指定老人

訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定

めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならぬ。第三十条第一項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限

2 檢査させることができること。

(指定の取消し)

各号のいずれかに該当する場合においては、
当該指定老人訪問看護事業者に係る第四十六

条の五の一第一項の指定を取り消すことがで
きる。

一 指定老人訪問看護事業者の当該指定に係

る事業所の看護婦その他の従業者が、第四十六条の十七の五第一項の厚生省令で定め

一ノ条の第一項の厚生省令で定める基準又は同項の厚生省令で定める員数を

満たすことがやめなくなつたとあ。

二 指定老人訪問看護事業者が、第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問

看護の事業の運営に関する基準に従つて適正な¹⁾訪問看護の事業の運営をうる。

正な指定老人訪問看護の事業の運営をすると
ことができなくなつたとき。

三 老人訪問看護療養費の請求に関する不正があつたとき。

四 指定老人訪問看護事業者が、前条第一項

の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は

虚偽の報告をしたとれ。

五 指定老人訪問看護事業者又は当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者が、前

条第一項の規定により出頭を求められてこ

れに応せず、同項の規定による質問に対し
て答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又

は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の看護婦その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定老人訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

六 指定老人訪問看護事業者が、不正の手段により第四十六条の五の二第一項の指定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により第四十六条の五の二第一項の指定を取り消そうとするときは、当該指定老人訪問看護事業者に対して、弁明の機会を与えるなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及び当該処分をすべき理由を通知しなければならない。

(公示)

第四十六条の十七の九 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第四十六条の五の二第一項の指定をしたとき。

二 第四十六条の十七の六の規定による届出（同条の厚生省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るもの）を除く。があつたとき。

三 前条第一項の規定により第四十六条の五の二第一項の指定を取り消したとき。

(他の保健事業との関係)

及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十七條中「医療、特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給（以下「医療等」といいう。）」を「医療等」に、「並びに」を「及び」に改めることとする。

(老人医療受給対象者が医療法第二十一条第一項ただし書の都道府県知事の許可を受けた病院その他のこれに準ずる病院であつて政令で定めるものの病床のうち、老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものとして政令で定めるもの(以下この項において「看護強化病床」という。)について受ける第十七条第四号に掲げるるもの○(当該給付に伴う同条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる給付を含む。)特定療養費の支給(老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける政令で定める療養に係るものに限る。)及び老人保健施設療養費の支給○(以下「老人保健施設療養費等」という。)を除く。)を加え、「並びに」を、「老人保健施設療養費等に要する費用の十二分の六に相当する額並びに」に、「及び第四十六条の二第九項」を、「第四十六条の二第九項及び第四十六条の五の二第七項」に改め、「第四十六条の二第九項の三において準用する場合を含む。」を加える。

第四十九条中「医療等に」を「医療等（老人保健施設療養費等を除く。）に」に改め、「十分の二を下に」老人保健施設療養費等に要する費用についてはその十二分の四を加える。

「設施療養費等を除く。」に改め、「十分の〇・五を」の下に「老人保健施設療養費等に要する費

用についてはその十二分の一を」を加える。

第五十二条 並びに「を及び」に「医療等
に要する費用についてはその十分の二」を「医療等
等（老人保健施設療養費等を除く。）に要する費
用についてはその十分の二を、老人保健施設療
養費等に要する費用についてはその十二分の
四に改める。

第五十五条第一項中「の十分の七に相当する額」を削り、同項各号を次のように改める。
一 次に掲げる額の合計額(次号において「調整後老人医療費見込額」という。)に、一から老人保健施設養育費等概算率を控除して得た率を乗じて得た額の十分の七に相当する額。

得た率が、すべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘査して政令で定める率を超える保険者をいう。)である場合における当該保険者に係る老人医療費見込額のうち、一人平均老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいう。口において同じ。)を控除して得た額に概算加入者調整率を乗じて得た額

口 調整対象外医療費見込額

二 調整後老人医療費見込額に老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

第五十五条第二項中「前項第一号」を「前項第一号イ」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の老人保健施設療養費等概算率は、各保険者に係る老人保健施設療養費等見込額（市町村が当該年度において支弁する一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定され

医療費見込額の総額で除して得た率とする。
第五十六条第一項中「の十分の七に相当する
額」を削り、同項各号を次のように改める。
一 次に掲げる額の合計額(次号において「調
整後老人医療費額」という。)に、一から老
人保健施設療養費等確定率を控除して得た

率を乗じて得た額の十分の七に相当する額
イ 当該保険者に係る老人医療費額（市町
村が当該年度の前々年度において支弁し
た一の保険者に係る七十歳以上の加入者
等に対する医療等に要する費用の額をい
う。以下この条において同じ。）から調整
対象外医療費額（当該保険者が確定基準
超過保険者（一の保険者に係る七十歳以
上の加入者等一人当たりの老人医療費額
として厚生省令で定めるところにより算
定される額をすべての保険者に係る七十
歳以上の加入者等一人当たりの老人医療
費額の平均額として厚生省令で定めると
ころにより算定される額（以下この号に
おいて「一人平均老人医療費額」という。）
で除して得た率が、前条第一項第一号イ
の政令で定める率を超える保険者をい
う。）である場合における当該保険者に係
る老人医療費額のうち、一人平均老人医
療費額に当該政令で定める率を乗じて得
た額を超える部分として厚生省令で定め
るところにより算定される額をいう。ロ
において同じ。を控除して得た額に確定
加入者調整率を乗じて得た額
口 調整対象外医療費額
二 調整後老人医療費額に老人保健施設療養
費等確定率を乗じて得た額の十二分の六に
相当する額

2 前項の老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る老人保健施設療養費等額（市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の額をいう。）の総額を、各保険者に係る老人医療費の総額で除して得た率とする。

第五十七条中「及び第四十六条の二第九項」を「第四十六条の二第九項及び第四十六条の二第十項」を「第七項」に改め、「第四十六条の二第十項」の下に「第四十六条の五の三において準用する場合を含む。」を加える。

第八十二条第一項中「又は老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改める。

第八十四条の二第一号中「第四十六条の九第一項、第二項又は第四項」を「第四十六条の九第一項又は第三項」に改める。

第八十六条中「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」を「医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改め、「第四十六条の五」の下に「及び第四十六条の五の三」を加える。

附則第一条の次に次の二条を加える。
 （老人保健施設に係る対象者の特例）

第一条の二 当分の間、第六条第四項中「又はこれに準ずる状態にある老人（その」とあるのは「若しくはこれに準ずる状態にある老人又は老人以外の者であつて初老期痴呆により痴呆の状態にあるもの（これらの者の」と、第四

老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る老人保健施設療養費等額（市町村が当該年度の前々年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する老人保健施設療養費等に要する費用の額をいう。）の総額を、各保険者に係る老人医療費の総額で除して得た率とする。

第二条 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。
 目次中「第十三条」を「第十三条の二」に改め。

第二章中第十三条の次に次の二条を加える。
 （研究開発の推進）

第十三条の二 国は、老人の心身の特性に応じた介護方法の研究開発並びに老人の日常生活上の便宜を図るために用具及び機能訓練のための用具であつて身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障のある者に使用させることを目的とするものの研究開発の推進に努めなければならない。

（健康保険法の一部改正）

第八十六条中「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」を「医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）、老人保健施設療養費の支給又は老人訪問看護療養費の支給」に改め、「第四十六条の五」の下に「及び第四十六条の五の三」を加える。

第三条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
 第五十五条第一項中「若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」を「老人保健施設療養費ニ係ル療養若ハ老人訪問看護療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十六条第二項中「又ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給又ハ老人訪問看護療養費ノ支給」に改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若しくは老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」と改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若しくは老人保健施設療養費の支給」を「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費の支給」と改める。

附則に次の二条を加える。

第十一条 被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除キ初老期痴呆ニ因リ痴呆ノ状態ニアル者ニ限ル）ニシテ同法附則第一条の二ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同法第六条第四項ニ規定スル老人保健施設ニ就キ同法第四十六条の二第一項ニ規定スル施設療養（次項ニ於テ施設療養ト称ス）ヲ受ケタルモノガ第四十四条ノ二ノ規定ニ依ル療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於ケル当該療養費ノ額及日雇特例被保険者ノ被扶養者ノ施設療養費ノ額及日雇特例被保険者ノ被扶養者ノ施設療養費ノ額ニ関シ之ヲ適用ス

（船員保険法の一部改正）

第三十一条第一項中「若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」を「老人保健施設療養費ニ係ル療養若ハ老人訪問看護療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十条ノ九第二項中「若ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給若ハ老人訪問看護療養費ノ支給」に、「又ハ老人保健施設療養費ノ支給」を「老人保健施設療養費ノ支給若ハ老人訪問看護療養費ノ支給」に改める。

附則に次の二項を加える。

被保険者又ハ被保険者タリシ者（此等ノ者ノ中老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除キ初老期痴呆ニ因リ痴呆ノ状態ニアル者ニ限ル）ニシテ同法附則第一条の二ノ規定ニ依リ読替ヘラレタル同法第六条第四項ニ規定スル老人保健施設ニ就キ同法第四十六条の二第一項ニ規定スル施設療養（次項ニ於テ施設療養ト称ス）ヲ受ケタルモノガ第四十四条ノ二ノ規定ニ依ル療養費ノ支給ヲ受クル場合ニ於ケル当該療養費ノ額及日雇特例被保険者ノ被扶養者ノ施設療養費ノ額及日雇特例被保険者ノ被扶養者ノ施設療養費ノ額ニ関シ之ヲ適用ス

人平均老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額をいふ。ロにおいて同じ。)を控除して得た額をいふ。

平成三年度に係る新老健法第五十六条第三項の確定加入者調整率を乗じて得た額

ロ 施行日以後調整対象外医療費額

三 施行日以後調整後老人医療費額に施行日以降老人保健施設療養費等確定率を乗じて得た額

類の十二分の六に相当する額

前項の施行日以後老人保健施設療養費等確定率は、各保険者に係る施行日以後老人保健施設

療養費等額(市町村が平成三年度において支弁した一の保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた新老健法第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に係る費用の額をいう。)の総額を、各保険者に係る施行日以後老人医療費額の総額で除して得た率とする。

(平成三年度の提出金の額の変更等)

第十九条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各保険者が平成三年度に納付すべき提出金の額を変更し、当該各保険者に対し、変更後の提出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。
(老人訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備)

第十〇条 厚生大臣は、新老健法第四十六条の十

官報(号外)

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

七の五第一項の厚生省令を定めようとするとき、及び同条第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても老人保健審議会の意見を聴くことができる。

2 厚生大臣は、新老健法第四十六条の五の二第二項の基準及び新老健法第四十六条の十七の五第二項に規定する指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準(指定老人訪問看護の取扱いに関する部分に限る。)を定めようとするときは、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

(老人保健施設に関する経過措置)
第十一条 旧老健法第四十六条の六第一項の許可に係る旧老健法第六条第四項に規定する老人保健施設は、新老健法第四十六条の六第一項の許可に係る新老健法附則第一条の二の規定により読み替えられた新老健法第六条第四項に規定する老人保健施設とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第四項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

2 前項の規定は、被扶養者が受けた施設療養につき支給を受ける家族療養費の額について準用する。この場合において、同項中「第五

第十四条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「若しくは老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費」に、「又は老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改める。

第六十四条第三項中「又は老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改める。

第七条第七項において準用する第五十六条第三項及び第四項」と読み替えるものとする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「若しくは老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費の支給若しくは老人訪問看護療養費」に改める。

附則第九条の次に次の二条を加える。

(療養費等の額の特例)

第九条の二 組合員(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除くものとし、初老期痴呆により痴呆の状態にある者に限る。)が同法附則第一条の二の規定により読み替えられた同法第六条第四項に規定する老人保健施設から同法第四十六条の二第一項に規定する施設療養(次項において「施設療養」という。)を受けた場合において、第五十六条第一項の規定による療養費の支給を受けるときは、当該施設療養に当該同一の規定による療養費の額は、同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、同法第四十六条の二

第九十六条第一項及び第一百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中「若しくは老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改める。

第六十六条第三項中「又は老人保健施設療養費」を、「老人保健施設療養費又は老人訪問看護療養費」に改める。

附則第十七条の次に次の二条を加える。

(療養費等の額の特例)

第十七条の二 組合員（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除くものとし、初老期痴呆により痴呆の状態にある者に限る。）が同法附則第一条の二の規定により読み替えられた同法第六条第四項に規定する老人保健施設から同法第四十六条の二第一項に規定する施設療養（次項において「施設療養」という。）を受けた場合において、第五十八条第一項の規定による療養費の支給を受けるときは、当該療養につき同項の規定により支給を受ける療養費の額は、同条第三項及び第四項の規定にかかるわらず、同法第四十六条の二第四項の規定により厚生大臣が定める金額とする。

2 前項の規定は、被扶養者が受けた施設療養につき支給を受ける家族療養費の額について準用する。この場合において、同項中「第五

十八条第一項」とあるのは「組合員が第五十九

条第七項において準用する第五十八条第一項」と、「療養費」とあるのは「家族療養費」と、「同条第三項及び第四項」とあるのは「第五十

九条第七項において準用する第五十八条第三

項及び第四項」と読み替えるものとする。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第十七条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十一年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「、第二百一十六条の五」の下に「、附則第九条の二」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十七条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第四十六条の二第二項」の下に「（第四十六条の五の三において準用する場合を含む。）」を加え、「若しくは老人保健施設療養費」を「老人保健施設療養費若しくは老人訪問看護療養費」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

第十八条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百一十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「並びに老人保健施設療養費の額を」老人保健施設療養費の額、指定老人訪問看護の事業の運営に関する基準並びに老人訪問看護に係る指定老人訪問看護についての費用の額の算定に関する基準」に改める。

○田淵誠二君登壇 拍手

○田淵誠二君 ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

本法律案は、老人の保健、医療及び福祉にわたる総合的な施策の一環として、老人について適切な看護及び介護に係るサービスを提供するため、老人保健制度において老人訪問看護制度を創設するとともに、老人保健制度の長期的な安定を図るため、老人保健施設の療養費等に係る公費負担割合の引き上げ、一部負担金の額の改定、一定の指標に基づいた一部負担金の額の改定等の措置を講

じようとするものであります。

なお、衆議院において、公費負担割合の引き上げ対象に老人訪問看護療養費を追加すること、一部負担金の額の改定措置の指標を消費者物価とすること等の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するとともに、老人訪問看護制度のあり方、公費負担の拡大、一部負担金の額のあり方、一部負担金の額のスライド制の歴史、保険外負担の解消策、保健医療・福祉マンパワー対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、前島理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の五会派共同提案に係る修正案が提出されました。

修正案の要旨は、公費負担割合の引き上げ対象に、精神病院の病床のうち、痴呆性老人の心身の特性に応じた適切な看護が行われるものに係る給付に要する費用を追加すること、老人の負担能力等を考慮して、過大な負担になるおそれが生ずる場合においては一部負担金の額の改定措置のあり方について総合的に検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるべきものとすること等の規定を加えるものであります。

○議長（土屋義彦君） これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でござります。

○議長（土屋義彦君） 本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（土屋義彦君） 過半数と認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長（土屋義彦君） 日程第二 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する件（衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。労働委員長向

山一人君。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党を代表して答弁委員より、修正案並びに修正部分を除く原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも多数をもつて可決され、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年九月二十四日

労働委員長 向山 一人

參議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、労働省設置法第十条第四項の規定により、渋谷公共職業安定所宇田川町出張所及び大阪西公共職業安定所難波出張所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めるようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本件施行に要する経費として、平成三年度労働保険特別会計予算の雇用勘定に約一億五千万円が計上されている。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成三年九月二十日

衆議院議長 櫻内 義雄

參議院議長 土屋 義彦殿

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるの件

労働省設置法第十条第四項の規定により、公共職業安定所の出張所を設置する必要があるので、公

職業安定所のとおりその設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

名	称	位	置
渋谷公共職業安定所宇田川町出張所	東京都渋谷区		
大阪西公共職業安定所難波出張所	大阪市		

について、地方自治法の規定に基づき国会の承認を求めるようとするものであります。

委員会におきましては、女性の就労動向、レディス・ハローワークの業務内容、今後の設置計画等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもつて原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○賛成者起立

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決ました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

〔向山一人君登壇 拍手〕

○向山一人君 ただいま議題となりました承認案件につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、労働省の所掌事務の円滑かつ効率的な遂行を図るため、渋谷公共職業安定所及び大阪西公共職業安定所にレディス・ハローワーク事業を専門的に推進する出張所をそれぞれ設置することと

議員 常松 克安君

寺崎 昭久君

平野 清君

秋山 鞍君

議長 小山 義彦君
副議長 小山 一平君

藤田 成瀬 守重君

永野 茂門君

野沢 太三君

山口 光一君	片上 公人君
針生 雄吉君	足立 良平君
星野 用市君	木庭健太郎君
西川 潔君	猪木 寛至君
田辺 哲夫君	高橋 清孝君
中川 嘉美君	白浜 一良君
及川 順郎君	下村 泰君
勝木 健司君	鈴木 貞敏君
下稻葉耕吉君	斎藤 文夫君
矢原 秀男君	喜屋武真義君
刈田 良子君	鶴岡 洋君
橋本孝一郎君	岩本 政光君
中野 鉄造君	太田 淳夫君
和田 敦美君	広中和歌子君
井上 計君	山田 真君
井上 孝君	前田 黙男君
黒柳 明君	峰山 昭範君
高桑 栄松君	三木 忠雄君
三治 重信君	田中 正巳君
熊谷太三郎君	加藤 武徳君
大島 慶久君	眞島 一男君
関根 則之君	吉川 芳男君
上杉 光弘君	野村 五男君
藤田 雄山君	西田 吉宏君
永野 茂門君	田村 秀昭君
野沢 太三君	秋山 鞍君

官 報 (号 外)

平成二年九月二十五日 参議院会議録第七号 議長の報告事項

官 報 (号 外)

決算委員		予算委員	
川原新次郎君	二木秀夫君	岩本久人君	吉田達男君
議院運営委員	補欠	北村哲男君	櫻井規順君
辞任	補欠	吉田達男君	吉田達男君
岩本久人君	吉田達男君	櫻井規順君	櫻井規順君
同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、中央更生保護審査会委員に宮本美沙子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
高井和伸君	栗森喬君	吉田達男君	吉田達男君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
議院運営委員会 理事 橋本敦君 (山中郁子君の補欠)	同日本院は、日本銀行政策委員会委員に中野和仁君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、大韓民国の国際連合加盟に際し、同國朴浚圭議長宛祝電を発送した。	昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に三藤邦彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(第百一十五回国会閣法第六八号)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(第百一十五回国会閣法第六八号)	同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に三藤邦彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	政治改革に関する特別委員会
厚生委員会に付託	同日本院は、電波監理審議会委員に塙野宏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	辞任
地方自治法第五十六条规定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第一号)	同日本院は、同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	同日本院は、同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	補欠
労働委員会に付託	同日本院は、電波監理審議会委員に塙野宏君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日本院は、同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
川原新次郎君	藤田雄山君	川原新次郎君	川原新次郎君
辭任	補欠	後藤正夫君	青木幹雄君
石井道子君	田代由紀男君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを厚生委員会に付託した。
藤田雄山君	川原新次郎君	麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律案(第百一十五回国会閣法第九三号)	精神薬取締法等の特例等に関する法律案(第百二十五回国会閣法第九三号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さる。同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さる。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さる。	同日本院は、同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日本院は、同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号外)

同日委員長から次の報告書が提出された。

老人保健法等の一部を改正する法律案（第百二十一回国会開法第二一八号）審査報告書

地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する承認

を求めるの件（閣承認第一号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

市民的及び政治的権利に関する国際規約の第一

選挙議定書（個人通報制度）批准に関する質問主

意書（本間昭次君提出）

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員斎正敏君提出中期防衛力整備計画における五か年固定方式の採用の根拠に関する質問（答弁することができる期限 十月九日）

参議院議員斎正敏君提出海上自衛隊のリムパック参加と即応態勢の維持に関する質問（同十
月九日）

官 報 (号外)

平成三年九月二十五日 参議院会議録第七号

一六

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒105 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3887) 4302
定価	本号一部 (税込三円)